〇愛荘町総合計画「後期計画」案へのパブリックコメントに対する回答

該当項目	意見・提案	回　　答
共通事項	・「〇〇します」とあるが、具体策が明記されていない。	・愛荘町総合計画は基本構想および基本計画により構成しており、基本計画は基本構想で示すまちづくりの基本方針に基づいて、各分野において取り組む施策方針を体系的に示したものであり、各具体策については個別計画や要綱等で示すことになります。
P8　「子育ちのまち　愛荘町」プロジェクト	・「まち全体で子育てを支援」を「まち全体で子育ちを支援」に修正。	・案のとおりとします。　　スローガン 見出し：子育ちのまち（子どもの健やかな成長を願って）
P17.　①健康づくりの推進 P67　幼児・学校教育の充実	・「食育推進計画の策定」を入れてほしい。	・P18　第１章　①健康づくりの推進　施策方針 （3）食育の推進 〇「食育推進計画」に基づいて、給食センター・農林振興課・健康推進課・保育所（園）・幼稚園・学校と家庭との連携のもとに、子どもの健全な成長を育むための食育を推進します。
P36　第 2 章　②地域安全と防災体制の強化 自助	・「避難指示を的確に行う」とあるが、どこへ避難するのかが明記されていない。広域避難が必要な場合、他府県自治体との協定は結ばれているのか？ ・「3 日間は自力で生活できる水や食料等の備蓄をしよう。」は自助でなく公助のはず。	・施策方針を示したものであり、避難場所や広域避難など具体策については、愛荘町地域防災計画に明記することになります。 ・食料等の備蓄については、当然公助で取り組むべきものですが、大災害時など想定すれば各自が最低限の備蓄は必要です。
P42　④循環型社会の構築	・「バイオマス」について具体的な方針まで説明が必要。 ・「町内に賦存・・・」を適正用語に変更。	・「バイオマス」とは、生物の作り出す有機物を利用する再生可能なエネルギーのことです。 「バイオマス資源（廃食油、間伐材、食品廃棄物など）」に修正します。具体的な方針については個別計画となります。 ・「賦存」（ふぞん）とは、資源などが潜在的に存在する様子。を言い、理論的に算出しうる潜在的な資源量などによく用いられます。案のとおりとします。
P51　第 3 章　④地域情報化の推進　自助	・「インターネットを活用しよう。」とあるが高齢者世帯はどうするのか？	・情報化の推進の項目でありますので、できる限りインターネットの活用をお願いしたい。活用できない世帯などには、第 6 章に「情報公開と広報広聴の充実」の項目に広報紙の充実を明記しております。
P56　第 4 章　②農林業の振興 （3）後継者の育成	・「後継者育成のために、農林業生産組織の強化」とあるが、既存の組織の存在が農林業の弱体化を招いている。 農業法人、NPO 化を進める必要がある。低金利融資や、補助金を行うから努力しないのである。ここで述べている事は市場原理に即していない。	・食料の確保および自給率向上は、国の大きな課題です。次のように訂正します。 「・・・農林業生産組織の強化、経営改善や生産技術の改革等・・・」を「・・・農林業生産の経営改善や生産技術の改革等・・・」に修正。 ・「(1) 農林業の生産基盤の強化」には、認定農業者、集落営農や農業法人の育成に努めることとしています。 農林業生産組織とは、認定農業者、集落営農、農業法人を示しています。
P59　④観光の振興	・「石榑（いしぐれ）トンネルの完成による観光 PR も重要になります。」記述できないか。 三重県いなべ市と東近江市との境にある峠で国道 421 号	・「広域的な観光ネットワークの強化」と記述しており周辺の観光地や新たなルートなど細かくは表現していません。案のとおりとします。
P66　第 5 章　①幼児・学校教育の充実 （4）学校教育内容の充実	・ここで言う「開かれた学校づくり」とはどんな事を言っているのかわからない。 ・「(公助) 教育相談員設置」は、県の行うことではないか？ ・教育委員会をどうするのかについて記述願いたい。	・「開かれた学校づくり」とは、①地域の特色を生かした教育課程を編成したり、地域の人材を活かしたりすること。②各校園の特色や行事の取組等、学校の情報をホームページや学校便り等で家庭や地域に発信すること。③授業公開日を設定し、家庭や地域の皆様に「身近な学校・地域の学校」として関心を深めていただく活動等がありますが、特にここでは②③を指しています。 ・「教育相談員設置事業」」は、県とともに町においても、子どもの心に寄り添ったカウンセリングや適応指導を進めるために行っている事業です。 ・「教育委員会のあり方」については、町独自で検討する課題でないので記述していません。
P93　第 6 章　⑤住民と行政のパートナーシップの確立（2）多様な住民参加機会の充実	・「愛知高校養護学校」を「愛知高等養護学校」に訂正。	・「愛知高等養護学校」に訂正しました。
P93 （4）自治基本条例の制定	・「自治基本条例を制定する」とあるが、自治基本条例は町の憲法であるから、この憲法に基づいて総合計画、その他の規範を定めるものであり、総合計画に基づいて自治基本条例を定めるのではない。 ・特にこの 6 章は、自治基本条例との絡みが多いが、「参画」という言葉の使用は自治基本条例に反している。	・総合計画に基づいて自治基本条例を定めることは、どこにも記述していない。 ・自治基本条例に違反していない。